

新宿区産業実態調査業務委託に係る プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務は、令和10年度からの次期新宿区産業振興プランの策定に向け、区内事業者、商店会及び空き店舗オーナーの実態、課題、ニーズ等を把握し、今後の産業振興施策の検討に資する基礎資料を得るために実施するものである。

本業務の実施に当たっては、調査設計、回収率向上、空き店舗調査、業種別・地域別分析、報告書作成等に関し、民間事業者の専門的知見、調査分析能力及び創意工夫を活用することが有効であることから、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定する。

2 用語の定義

- (1) 区 新宿区をいう。
- (2) 部長 新宿区文化観光産業部長をいう。
- (3) 事務局 新宿区文化観光産業部産業振興課をいう。
- (4) 参加予定者 「新宿区産業実態調査業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)を提出した者をいう。
- (5) 参加者 企画提案書、「見積書」(第2号様式)、その他募集要項に定める書類を提出した者をいう。
- (6) 類似業務 国又は地方公共団体が実施する産業実態調査、事業者向け調査、商店街・商店会調査、空き店舗調査、行政計画策定支援その他これらに類する業務をいう。
- (7) 受託候補者 本件プロポーザルにおいて、区と契約締結に向けた協議を行う候補者として選定された者をいう。

3 参加資格

参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、次の全てを満たすこととする。なお、基準日は、公募開始の日とする。また、契約締結時まで次のいずれかの資格を欠いた場合は、区は契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 法人等であって、本業務を的確に遂行できる能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 過去5年度以内に、国又は地方公共団体における類似業務の実績を有すること。
- (3) 業務責任者が、類似業務に関する知識及び経験を有すること。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険の加入資格がある場合は、加入させていること。

- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (10) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年10月1日付け13新総財第550号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月3日付け23新総契第2218号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (12) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (13) プライバシーマークの認証又はこれに準ずる認証(ISMS認証等)を取得し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する適切な安全管理措置を講じていること。

4 参加手続き

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和8年6月17日午後5時までに事務局へ持参により提出すること。持参に当たっては、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 新宿区産業実態調査業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書(第1号様式)
- (2) 会社概要(様式は問わない。通常の広報等で使用しているもので差し支えない。)

参加申請書兼誓約書の提出がない場合は、本件プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

5 参加の辞退

参加予定者及び参加者は、受託候補者の選定結果通知があるまでの間、本件プロポーザルへの参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区産業実態調査業務委託に係るプロポーザル参加辞退届」(第3号様式)を事務局へ持参により提出すること。持参に当たっては、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、本件プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑に当たっては、「新宿区産業実態調査業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第4号様式)を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8年6月10日午後5時まで

イ 提出方法 電子メールにより事務局へ提出すること。電子メールの件名は、「質問者名」及び「新宿区産業実態調査業務委託に関する質問」とすること。

ウ 到達確認 提出後、電話で事務局に到達確認を行うこと。

エ 留意事項 電子メール以外の方法（電話、事務局窓口等）による質問及び応募以外に関する質問には応じない。

（２）質疑に対する回答

質問に対する回答は、令和８年６月１２日までに、参加予定者全員に対して電子メールにより行うとともに、必要に応じて区公式ホームページに掲載する。電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信すること。

本募集要項、実施要領、仕様書その他本件プロポーザル関係資料の内容と異なる回答があった場合は、その回答をもって当該資料に変更があったものとみなす。なお、回答に対する質問には応じない。

7 契約内容

項目	内容
契約期間	契約締結日から令和９年３月３１日まで
委託契約上限額	２１，８２４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
委託内容	新宿区産業実態調査業務委託。詳細は、別紙「仕様書」のとおりとする。

本業務の主な内容は、区内事業者、区内商店会及び空き店舗オーナーを対象とするアンケート調査、調査票作成支援、配布・回収・督促・集計、空き店舗に係る現地調査・所在地特定・登記簿情報確認・オーナー調査、業種別・地域別等の分析、報告書作成及び区が実施するヒアリング調査の支援である。

8 契約予定日

令和８年７月中旬を予定する。

9 企画提案書等の作成及び提出方法

（１）提出書類、部数等

	提出書類	部数	留意事項
1	参加申請書兼誓約書 （第１号様式）	１部	事業者名、所在地、代表者名、担当者連絡先等を記載し、参加資格を満たすこと及び記載内容に虚偽がないことを誓約すること。
2	会社概要	１部	様式は問わない。パンフレット、リーフレット等でも可とする。
3	企画提案書	正本 １部、 副本 ５部、 副本 ７部	A４判、横書き、文字サイズ１０．５ポイント以上を基本とする。表紙を除き１０ページ以内とし、ページ番号を付けること。副本は正本の写し、副本は事業者名等、提案者を推測又は特定できる事項を記載しない正本の写しとすること。

4	見積書（第2号様式）	1部	経費の内訳が分かる資料を添付すること。内訳書の様式は問わない。見積額は受託候補者の選定時に用いる。
5	プライバシーマーク使用許諾証等	1部	プライバシーマーク又はISMS認証等を取得していることが分かる書類の写しを提出すること。
6	登記事項証明書	1部	履歴事項全部証明書に限る。発行日から3か月以内のものとし、写しは認めない。法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類を提出すること。
7	直近3期分の決算書	1部	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等。
8	その他企画提案に必要な書類	必要部数	任意提出とする。ただし、副本に含める場合は提案者を推測又は特定できる事項を記載しないこと。

（2）企画提案書の作成上の留意事項

- ア 企画提案書は、別紙「仕様書」を踏まえ、本業務の趣旨を十分に理解した上で作成すること。
- イ 正本には事業者名、所在地、代表者名等を記載すること。副本には、選定の中立性を確保するため、事業者名、所在地、電話番号、代表者氏名その他提案者を推測又は特定できる事項を記載しないこと。これらの事項が記載された資料を使用する場合は、黒塗り等の処理を行うこと。
- ウ 企画提案書の内容は、可能な限り分かりやすく、平易な表現とすること。
- エ 提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円とすること。
- オ 企画提案は、1法人等につき1件とすること。

（3）提出期限及び提出方法

- ア 提出期限 令和8年6月17日午後5時まで
- イ 提出方法 提出書類を一括して事務局へ持参すること。郵送、宅配便、電子メール等による提出は認めない。
- ウ 持参に当たっては、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。
- エ 提出期限後の提出は、いかなる理由があっても認めない。

（4）企画提案書に記載する事項

項目	記載事項
1 類似業務の実績	過去5年度以内に実施した類似業務の実績について、発注者、年度、業務名、業務概要、担当内容等を記載すること。
2 業務責任者及び実施体制	業務責任者、本業務に従事する担当者、補佐又は管理監督する組織、協力体制、従事予定者の経験等を記載すること。
3 個人情報保護及び情報セキュリティ	個人情報、経済センサス調査票情報、空き店舗所有者情報等を適切に管理するための体制、手順、事故時対応等を記載すること。
4 調査全体の実施方針	本業務の目的、課題、調査全体の考え方、実施上の留意点等を記載すること。

5 調査票案に対する改善提案	区が示す調査票案について、回答しやすさ、集計・分析のしやすさ、回答負担軽減等の観点から改善提案を記載すること。
6 調査票の配布・回収及び回収率向上策	郵送及びWEBを併用した調査の実施方法、問合せ対応、督促、回収管理、回収率向上に向けた工夫を記載すること。
7 空き店舗調査	空き店舗の現地確認、所在地特定、登記簿情報確認、空き店舗オーナー調査の実施手法等を記載すること。
8 データ整理・分析及び報告書作成	単純集計、クロス集計、業種別・地域別分析、自由記述分析、政策検討に資する示唆の整理、報告書の構成案・イメージ等を記載すること。デジタル技術又は生成AI等を活用する場合は、その方法、効果及び安全管理上の留意点を記載すること。
9 実施スケジュール	契約締結後から履行期間満了までの作業工程、進行管理方法、区との打合せ時期等を記載すること。
10 その他独自提案	本業務の目的達成に資する独自提案がある場合は記載すること。

10 企画提案の評価（選定）方法

「新宿区産業実態調査業務委託に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、別に定める「新宿区産業実態調査業務委託に係るプロポーザル選定評価基準」に基づき、次のとおり選定を行う。

（1）事前審査

事務局は、応募書類一式について、応募資格を満たしているか、提出すべき書類が提出されているか、見積額が委託契約上限額の範囲内であるか、その他委託業務の内容に明らかに反した提案となっていないかを確認する。これらに不備がある場合は、失格とすることがある。

（2）第1段階評価（書面評価）

選定委員会は、企画提案書等をもとに書面評価を行い、評価点の高い者から3者程度を第2段階評価の対象者として選定する。ただし、企画提案書等を提出した者が3者に満たない場合は、全者を対象とする。なお、第1段階評価の評価点が満点の6割に満たない者は、第2段階評価の対象者として選定しない。

（3）第2段階評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1段階評価により選定された者を対象に、令和8年7月9日（木）午後に、新宿区立産業会館（BIZ新宿）において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。ただし、日時及び場所は変更となる場合がある。

ア 出席者は、業務責任者を含め最大3名以内とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは、事前に提出された企画提案書等に基づき実施するものとし、資料の追加、差替え及び再提出は認めない。ただし、区が必要と認める場合はこの限りでない。説明の際には、企画提案書等の提出書類に限り、資料をスクリーンに映写することができる。その場合は、事前に事務局へ連絡すること。

なお、プロジェクター（HDMI ケーブル）及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン等の機材は参加者が用意すること。

ウ 第 2 段階評価は、事業者の技術上又は営業上のノウハウ等を含む内容を取り扱うため、非公開とする。

エ 選定委員会は、第 2 段階評価の対象者に対して、あらかじめ質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることができる。

（ 4 ）評価基準

評価項目及び評価内容は、次のとおりとする。配点その他詳細は、別紙「選定評価基準表」のとおりとする。

区分	評価項目	主な評価内容
第 1 ・ 2 段階評価	類似業務の実績	類似業務の実績、業務責任者の経験、業務理解度
第 1 ・ 2 段階評価	実施体制	組織体制、従事予定者の配置、進行管理、危機管理
第 1 ・ 2 段階評価	個人情報保護・情報セキュリティ	個人情報、統計情報、空き店舗所有者情報等の管理体制
第 1 ・ 2 段階評価	調査設計・回収率向上	調査票改善、配布・回収方法、督促、回答負担軽減
第 1 ・ 2 段階評価	空き店舗調査	現地確認、所在地特定、登記簿情報確認、オーナー調査の実現性
第 1 ・ 2 段階評価	分析・報告書作成	業種別・地域別分析、自由記述分析、政策検討に資する示唆、報告書の分かりやすさ
第 1 ・ 2 段階評価	スケジュール・独自提案	工程の妥当性、独自提案の有効性
第 2 段階評価	プレゼンテーション能力	説明の分かりやすさ、論理性、説得力
第 2 段階評価	業務理解度	本業務の目的、条件、課題への理解
第 2 段階評価	取組姿勢	質疑応答の的確性、業務遂行への姿勢
価格評価	見積書金額の妥当性	見積額、内訳、業務内容との整合性

（ 5 ）受託候補者の選定

選定委員会は、見積書の金額が委託契約上限額を下回る参加者のうち、選定委員会は、第 2 段階評価の評価点の最高点者を受託候補者として選定する。ただし、第 2 段階評価の評価点が満点の 6 割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

第 2 段階評価に進む参加者が 1 者のみとなった場合であっても、選定委員会は適正な評価を行い、総合評価点が満点の 6 割以上である場合に限り、当該参加者を受託候補者として選定することができる。

（ 6 ）結果通知

ア 第 1 段階評価の結果は、令和 8 年 6 月 2 6 日に、参加者に対して電子メール及び文書により通知する。第 2 段階評価の対象者には、実施日時、場所その他必要な事項を併せて通知する。

イ 第2段階評価の結果は、令和8年7月10日を予定し、採用通知書又は不採用通知書により通知する。

ウ 審査結果の理由（得点、順位、その他講評等）についての問合せには応じない。

(7) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳等を、区公式ホームページ等において1年程度公表する。

1.1 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要項等の公表	令和8年6月3日
募集期間、参加申請書・企画提案書等の受付	令和8年6月3日から6月17日まで
質問受付期間	令和8年6月3日から6月10日まで
質問回答日	令和8年6月12日
第1段階評価（書面評価）	令和8年6月18日から6月25日まで
第1段階評価結果通知	令和8年6月26日
第2段階評価（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年7月9日
第2段階評価結果通知	令和8年7月10日
契約締結・業務開始	令和8年7月下旬予定
選定結果の公表	令和8年8月上旬予定

1.2 留意事項

- (1) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するために行うものであり、契約の決定は別途行う。
- (2) 企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加予定者及び参加者へは返却しない。
- (3) 参加予定者及び参加者は、著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (4) 区が提出物を請求に応じて公開する場合は、情報公開制度の趣旨に則り、個人情報又は事業者の正当な利益が著しく損なわれると認められるものを除き、原則として公開の対象となる。
- (5) 提出物に虚偽の記載があった場合、本件プロポーザルに係る提案を無効とし、又は失格とする。
- (6) 提出期限後における提出物の差替え及び再提出は認めない。ただし、区が書類の補正を求める場合はこの限りでない。

- (7) 契約に当たっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託候補者と協議の上、変更することができる。
- (8) 参加予定者及び参加者は、本件プロポーザルに関し、選定委員又は関係職員に対して不当な接触を行ってはならない。これに違反した場合は、評価対象から除外し、又は失格とすることができる。
- (9) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は、契約締結後に区が指定する必要書類を提出すること。
- (10) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、区の指示に従うこと。

1.3 各種書類の提出先及び問合せ先

項目	内容
事務局	新宿区文化観光産業部産業振興課
所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-8-2 新宿区立産業会館（BIZ新宿）
電話	03-3344-0701（直通）
電子メール	sangyoshinko@city.shinjuku.lg.jp
ホームページ	https://www.city.shinjuku.lg.jp/